

議案第57号

福岡市保護施設等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、救護施設等の職員配置の基準を改める必要があるによる。

福岡市保護施設等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

福岡市保護施設等の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年福岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項及び第26条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。